

## 世界のサイフ

追加型投信／海外／債券

## ファンドの概要

設 定 日 : 2006年12月15日 償 還 日 : 2031年10月10日  
 決 算 日 : 原則毎月12日 収 益 分 配 : 決算日毎 (第2期以降)

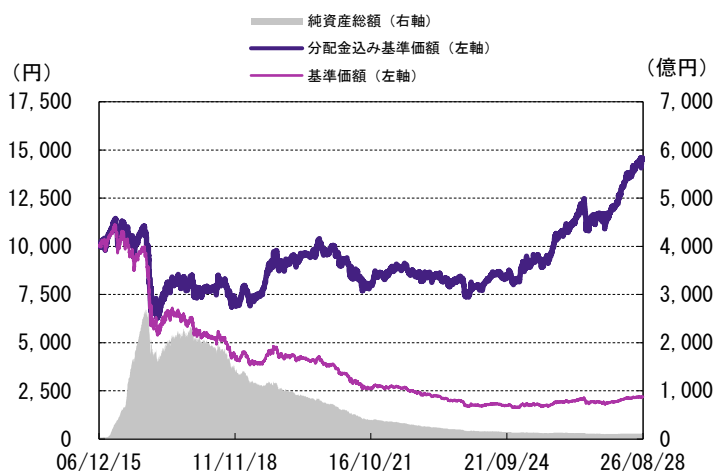
## 【ファンドの特色】

1. 原則として高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての短期債券などに投資します。
2. 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。



## 運 用 実 績

## ＜基準価額の推移＞



※分配金込み基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。信託報酬の詳細につきましては、後述の「手数料等の概要」をご覧ください。

## ＜資産構成比率＞

|                   |       |
|-------------------|-------|
| マルチカレンシーファンド クラスB | 98.5% |
| マネー・マーケット・マザーファンド | 0.1%  |
| 現金・その他            | 1.4%  |

## ＜分配金実績（税引前）と決算日の基準価額＞

|      | 設定来合計   | 直近12期計  | 25・9・12 | 25・10・14 | 25・11・12 | 25・12・12 | 26・1・13 |
|------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|---------|
| 分配金  | 7,360円  | 120円    | 10円     | 10円      | 10円      | 10円      | 10円     |
| 基準価額 | -       | -       | 1,950円  | 1,983円   | 2,022円   | 2,064円   | 2,112円  |
|      | 26・2・12 | 26・3・12 | 26・4・13 | 26・5・12  | 26・6・12  | 26・7・13  | 26・8・12 |
| 分配金  | 10円     | 10円     | 10円     | 10円      | 10円      | 10円      | 10円     |
| 基準価額 | 2,106円  | 2,134円  | 2,157円  | 2,146円   | 2,170円   | 2,182円   | 2,179円  |

※このレポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。  
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。  
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

基準価額 : 2,191円

純資産総額 : 113.46億円

## ＜基準価額の騰落率＞

| 1カ |
|----|
|----|

## 世界のサイフ

## マルチカレンシーファンド クラスBのポートフォリオの内容

※アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドより提供された情報です。

## &lt;通貨別構成比&gt;

|            |       |
|------------|-------|
| メキシコペソ     | 12.6% |
| コロンビアペソ    | 12.3% |
| ハンガリーフォリント | 11.8% |
| ポーランドズロチ   | 10.4% |
| チリペソ       | 9.7%  |
| オーストラリアドル  | 9.4%  |
| イギリスポンド    | 8.9%  |
| アメリカドル     | 8.6%  |
| ノルウェークローネ  | 8.2%  |
| カナダドル      | 8.0%  |
| その他        | 0.0%  |

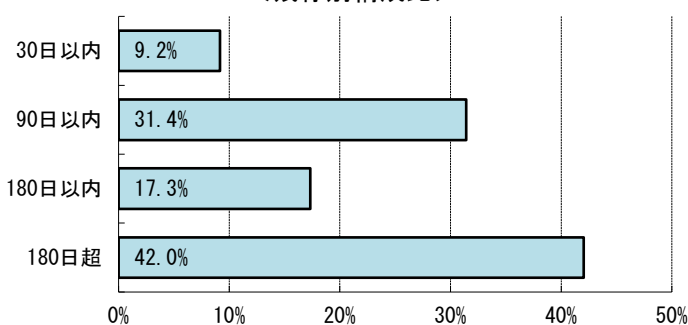
※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。  
※その他は円などです。

## &lt;格付別構成比&gt;

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 短期金融商品 | P-1   | 11.5% |
|        | P-2   | 0.0%  |
|        | P-3以下 | 0.0%  |
|        | 平均格付  | P-1   |
| 債券     | Aaa   | 53.8% |
|        | Aa    | 7.2%  |
|        | A     | 27.5% |
|        | Baa以下 | 0.0%  |
|        | 平均格付  | Aaa   |

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。  
※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。  
※短期金融商品はコマーシャルペーパーや短期のソブリン債などです。  
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

## &lt;残存別構成比&gt;



※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。  
※変動利付債は次回利払い日までの日数で計算しています。

## &lt;公社債種別構成比&gt;

|            |       |
|------------|-------|
| ソブリン債      | 59.9% |
| 社債・その他     | 40.1% |
| 社債         | 29.7% |
| A B S      | 0.0%  |
| コマーシャルペーパー | 10.4% |
| その他        | 0.0%  |

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。  
※ソブリン債は国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債などです。

## &lt;ポートフォリオの特性値&gt;

|                |       |
|----------------|-------|
| ポートフォリオの最終利回り  | 5.76% |
| ポートフォリオの平均残存日数 | 156日  |
| 組入債券の銘柄数       | 19銘柄  |

※最終利回りは、個別債券および短期金融資産について加重平均したものです。  
※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合

## 世界のサイフ

## 運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

## ◎市場環境

## 【オーストラリア】

オーストラリアドルは円に対して上昇しました。日本と米国の当局が協調して円買いの為替介入を実施したことなどが円に対するオーストラリアドルの下落要因となったものの、米国とイランの関係を巡る不透明感から原油価格が一時上昇し、日本の貿易収支の悪化が懸念されたことや、オーストラリアの消費者物価指数（CPI）が市場予想を上回ったことなどから、オーストラリアドルは円に対して上昇しました。

## 【アメリカ】

アメリカドルは円に対して下落しました。米国とイランの関係を巡る不透明感から原油価格が一時上昇し、日本の貿易収支の悪化が懸念されたことや、米国連邦準備制度理事会（FRB）議長がインフレ高止まりへの警戒感を示し早期利上げ観測が強まったことなどが円に対するアメリカドルの上昇要因となったものの、日本と米国の当局が協調して円買いの為替介入を実施したことや、米国の雇用統計で非農業部門雇用者数が市場予想に反して減少したこと、米国の生産者物価指数（PPI）が市場予想を下回ったことなどから、アメリカドルは円に対して下落しました。

## 【カナダ】

カナダドルは円に対して上昇しました。日本と米国の当局が協調して円買いの為替介入を実施したことなどが円に対するカナダドルの下落要因となったものの、米国とイランの関係を巡る不透明感から原油価格が一時上昇し、日本の貿易収支の悪化が懸念されたことや、カナダの消費者物価指数（CPI）が市場予想を上回ったこと、カナダの雇用統計で雇用者数が市場予想を上回って増加し、失業率が低下したことなどから、カナダドルは円に対して上昇しました。

## 【メキシコ】

メキシコペソは、対円で上昇しました。メキシコの中央銀行は、8月に政策金利の維持を決定し、据え置きが長期化すると市場の見方を裏付ける形となりました。7月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は市場予想と概ね一致しました。インフレリスクは、根強いインフレ圧力や貿易を巡る混乱の可能性、地政学的不透明感などが要因となり、引き続き上振れ方向に傾いています。同中銀は、インフレ率が目標水準に収束する時期については、2027年の第4四半期頃まで遅れるとの見通しを示しました。

## 【チリ】

チリペソは、対円で下落しました。7月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は、燃料費や輸送費の鈍化を受けて前年同月比で減速しました。市場では、政策金利の据え置きが当面続くとの見方がある一方で、今後の金融政策の方向性は引き続き発表される経済指標次第との見解もみられます。

## 【イギリス】

イギリスポンドは円に対して上昇しました。日本と米国の当局が協調して円買いの為替介入を実施したことなどが円に対するイギリスポンドの下落要因となったものの、米国とイランの関係を巡る不透明感から原油価格が一時上昇し、日本の貿易収支の悪化が懸念されたことや、英国の2026年4～6月期国内総生産（GDP）速報値が市場予想を上回ったことなどから、イギリスポンドは円に対して上昇しました。

## 【ノルウェー】

ノルウェークローネは円に対して上昇しました。日本と米国の当局が協調して円買いの為替介入を実施したことなどが円に対するノルウェークローネの下落要因となったものの、米国とイランの関係を巡る不透明感から原油価格が一時上昇し、日本の貿易収支の悪化が懸念されたことや、ノルウェーの2026年4～6月期国内総生産（GDP）が成長の加速を示したことなどから、ノルウェークローネは円に対して上昇しました。

## 【コロンビア】

コロンビアペソは、対円で下落しました。大地震の発生を受けて、新政権の被災対応や復旧負担が意識されました。コロンビアの中央銀行は、7月末に政策金利を据え置きました。4名の政策委員が据え置きを支持する一方、3名は利上げを支持しました。同中銀は、インフレ率は2026年中に更に加速した後、徐々に減速していくとの見通しを示しました。また、インフレ率が目標に収束するのは2028年半ば頃になると見込まれています。7月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は市場予想を下回りました。

## 【ポーランド】

ポーランドズロチは、対円で下落しました。7

## 世界のサイフ

## 運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

## ◎運用概況

当ファンドでは、高い収益を得ることを目的としながら、格付けの高い金融商品に幅広く投資しています。当ファンドの基準価額（分配金考慮後）は、前月末比で上昇しました。多くの投資対象通貨が当ファンドの基準通貨である日本円に対して上昇しました。また、保有債券からの受取利息と保有債券の価格上昇が当ファンドのリターンに寄与しました。

## ◎今後の見通し

米国では、経済活動が予想よりも底堅い状態を維持しています。サービス消費支出が拡大し、テクノロジー以外の分野でも企業需要の広がりがみられたことから、第2四半期の個人消費が上方修正されました。底堅い需要と労働市場の冷え込みが同時にみられるなかで、金融政策は今後発表されるインフレ指標に大きく左右されやすい状況となっています。7月の米国連邦公開市場委員会（FOMC）の議事要旨では、大半の参加者が政策金利の据え置きを支持しましたが、ディスインフレの進展を示す明確な証拠が出なければ、次回会合で利上げを検討する可能性を残していることが示されています。ジャクソンホール会議で米国連邦準備制度理事会（FRB）議長は、インフレ率が鈍化しない限り、金融引き締めが適切となる可能性があるとの見解を示し、FRBがよりタカ派（景気に対して強気）的かつ経済指標に基づいた政策運営を行なう姿勢を鮮明にしています。政治面では、中間選挙を控えて借入コストの低下を望むトランプ米大統領の意向を背景に、金融政策を巡る対立が一段と強まっています。米財務省による米長期国債の買い戻しの拡大は、一時的に長期債を下支えしましたが、根底にある資金調達上の懸念を解消するには至らず、政府の財政運営・債務管理とFRBによるインフレ抑制との間の緊張関係を巡る問題が浮上しています。長期の米国債市場は依然として根強い脆弱性を抱えています。一方、中東情勢は引き続き、景気を上下どちらの方向にも大きく動かし得る重要なマクロ経済上の要因となっています。外交交渉を巡る報道や中東情勢の緊張の再燃などを受けて、原油価格のボラティリティが高い状態が続いています。中間選挙が近づくなかで、トランプ政権には燃料価格の上昇圧力を抑制しようとするインセンティブがありますが、同政権の貿易政策と財政政策によってタームプレミアムや市場のボラティリティが高止まりする可能性が高いとみています。市場では、2026年中に利上げが実施されることが予想されています。

欧州では、経済成長は底堅く推移しており、インフレ動向にはばらつきがみられたものの、欧州中央銀行（ECB）の金融引き締め姿勢の妥当性を裏付けけるものとなりました。8月のユーロ圏総合購買担当者景気指数（PMI、速報値）は、製造業PMIが高水準となったことが主因となり、前月から上昇しました。一方、サービス業PMIは前月から横ばいとなっています。8月のユーロ圏の消費者物価指数（HICP）の上昇率（速報値）は国ごとに異なっており、ドイツでは上昇率が市場予想を下回った一方、スペインでは上昇率が加速しました。明るい材料として、基調的な物価上昇圧力が引き続き緩和していることが示唆された点が挙げられます。ただし、エネルギーコストが高止まりしていることに加え、ユーロ圏各国のインフレ動向には引き続きばらつきがみられることから、インフレ見通しには上振れリスクが残っています。ECBは7月に政策金利の据え置くことを決定しましたが、タカ派（景気に対して強気）的な姿勢を維持しています。ユーロ圏の経済活動が予想以上に底堅く推移しており、エネルギー価格に起因するインフレの上振れリスクが高止まりしていることから、9月会合での利上げの可能性は依然として残されています。

英国では、国内経済が堅調に推移しています。第2四半期のGDP成長率は、情報通信技術機器を中心とする投資の拡大に下支えされ、前期比0.4%増となりました。また、8月の経済指標は、製造業が引き続き低迷するなかで、サービス業の景気拡大が続いていることを示唆しています。したがって、今後の英国経済の成長見通しは、力強い加速というよりも、緩やかな底

## 世界のサイフ

## 運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

ノルウェーでは、足もとのインフレ指標を踏まえて、短期的な利上げの可能性が弱まっています。7月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は前年同月比3.0%に加速しましたが、基調的なインフレ率を示すコアCPIの上昇率は同2.7%で横ばいとなり、市場予想を下回りました。インフレ期待も引き続き低下しており、国内の物価上昇圧力が緩和していることが裏付けられています。ノルウェー銀行は8月に政策金利を据え置くことを決定しましたが、最新の経済・金利見通しは公表しませんでした。同中銀は、インフレ圧力が緩和しているとの認識を示したものの、ディスインフレが定着したと判断するのは時期尚早であるとの見解を示し、金融引き締めバイアスを維持しました。しかし、短期的な利上げのハードルは高まっています。市場の注目は、9月の金融政策報告書に移っています。当該報告書で公表される最新の見通しによって、年内に最後の利上げの実施が正当化されるかどうかが明確になると見込まれています。

カナダでは、経済指標が市場予想を上回る堅調な結果となったにもかかわらず、インフレ動向は依然として慎重な金融政策姿勢と整合しています。7月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は、主にガソリン価格の上昇を反映して前年同月比3.0%に加速した一方、基調的な物価上昇率を示すコア指数の上昇率は引き続き抑制されています。ガソリンを除く総合CPIの上昇率は前年同月比2.2%となり、コア指数の上昇率は引き続きカナダ銀行（中央銀行）の目標に近い水準で推移しています。経済成長の勢いは予想外に上振れしており、第2四半期のGDP成長率は、輸出や個人消費、設備投資が下支え要因となり、前期比年率3.3%増となりました。労働市場の状況も改善しており、雇用者数が大幅に増加し、失業率は6.4%へ低下しました。底堅さを増す経済成長により、再び金融緩和に転じる可能性が後退している一方、抑制されたコアインフレ率や米国との貿易を巡る不確実性の継続を踏まえると、利上げを正当化する材料も乏しい状況となっています。こうした状況を踏まえると、今後発表される経済指標を見極めながら、政策金利を据え置く姿勢を維持することが、最も可能性の高い政策対応になるとみています。

新興国市場では、先進国市場の利回り上昇や地政学的リスクの再燃によって投資環境が厳しさを増したにもかかわらず、現地通貨建て新興国債券市場は引き続き堅調に推移しました。当月、旺盛な投資家需要、魅力的な実質利回り、良好なキャリー環境などを背景に、月後半にボラティリティ（変動性）が上昇したものの、多くの新興国通貨と現地通貨建て新興国債券市場は上昇しました。一方、新興国市場における国・地域間の格差は一段と鮮明になりました。投資家が引き続き高キャリー市場を選好するなかで、南アフリカランドは好調に推移しました。また、原油価格の下落によってエネルギー輸入国への圧力が一時的に緩和されたことを受けて、ハンガリーフォリントは前月の低迷から回復に転じました。メキシコペソは、メキシコの中央銀行が事実上の金融緩和サイクル終了を示唆した後、底堅く推移しました。ブラジルレアルは、好転しつつある金融環境によるプラスの影響が引き続き財政懸念によって打ち消されるなか、出遅れる展開となりました。コロンビアペソは、地震の影響と、それに続く国家非常事態宣言の発令を受けて、軟調となりました。マクロ経済面では、良好なキャリーを下支えするファンダメンタルズ（基礎的条件）と、外部環境リスクの高まりとのせめぎ合いが、引き続き主要なテーマとなりました。経済シンポジウムのジャクソンホール会議での米国連邦準備制度理事会（FRB）議長の発言がタカ派（景気に対して強気）的な内容と受け止められ、市場では米国の利上げの可能性が改めて織り込まれ、先進国市場の債券利回りは上昇しました。同時に、中東情勢が再び緊迫化したことで、米国とイラン間の停戦交渉を巡るそれまでの楽観的な見方が後退し、原油価格が大幅に上昇しました。こうした逆風にもかかわらず、現地通貨建て新興国資産は、良好な需給環境、魅力的なバリュエーション、依然として良好なキャリー環境に下支えされ、底堅く推移しました。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

## ■お申込みメモ

|            |                                                                                                                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商品分類       | 追加型投信／海外／債券                                                                                                                                                                                        |
| 購入単位       | 販売会社が定める単位<br>※販売会社の照会先にお問い合わせください。                                                                                                                                                                |
| 購入価額       | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                  |
| 信託期間       | 2031年10月10日まで(2006年12月15日設定)                                                                                                                                                                       |
| 決算日        | 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                 |
| 収益分配       | 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。<br>※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。                                                                                                    |
| 換金価額       | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                  |
| 購入・換金申込不可日 | 販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>・英国証券取引所の休業日<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日<br>・ロンドンの銀行休業日<br>・ニューヨークの銀行休業日                                                        |
| 換金代金       | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                 |
| 課税関係       | 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。<br>※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。<br>※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>※当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>※配当控除の適用はありません。<br>※益金不算入制度は適用されません。 |

## ■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料                            | 購入時の基準価額に対し <u>2.2%(税抜2%)以内</u><br>※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。<br>《ご参考》<br>(金額指定で購入する場合)<br>購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。<br>※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>(口数指定で購入する場合)<br>例えば、基準価額10,000円のときに、購入時手数料率2.2%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。<br>購入金額＝(10,000円／1万口)×100万口＝100万円、購入時手数料＝購入金額(100万円)×2.2%(税込)＝22,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額102万2,000円をお支払いいただくことになります。 |
| 換金手数料                             | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 信託財産留保額                           | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                  | 純資産総額に対し <u>年率0.96905%(税抜0.90405%)程度</u> が実質的な信託報酬となります。<br><br>信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率0.715%(税抜0.65%)、投資対象とする外国投資信託の組入れに係る信託報酬率が年率0.25405%程度となります。<br>当該外国投資信託の信託報酬率は、純資産総額や為替相場によって変動します。それに伴い、実質的な信託報酬率も変動します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| その他の費用・手数料                        | 目論見書などの作成・交付に係る費用および監査費用などについては、 <u>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</u> が信託財産から支払われます。<br>組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。<br>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なります

## ■お申込みに際しての留意事項

## ○リスク情報

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

## 価格変動リスク

公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

## 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

## 信用リスク

公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

## 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## ○その他の留意事項

当資料は、投資者の皆様に「世界のサイフ」へのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号  
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

## 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称                                                                   |          | 登録番号             | 加入協会    |                   |                         |                                |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------|---------|-------------------|-------------------------|--------------------------------|
|                                                                                |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種<br>金融商品<br>取引業協会 |
| アイザワ証券株式会社                                                                     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第3283号 | ○       | ○                 |                         | ○                              |
| 会津信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第20号   |         |                   |                         |                                |
| あかつき証券株式会社                                                                     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第67号   | ○       | ○                 |                         |                                |
| 朝日信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第143号  | ○       |                   |                         |                                |
| 足利小山信用金庫                                                                       | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第217号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社足利銀行                                                                       | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第43号   | ○       |                   | ○                       |                                |
| あぶくま信用金庫                                                                       | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第24号   |         |                   |                         |                                |
| 尾崎信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第39号   | ○       |                   |                         |                                |
| 株式会社イオン銀行<br>（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）                                          | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第633号  | ○       |                   |                         |                                |
| 株式会社池田泉州銀行                                                                     | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第6号    | ○       |                   | ○                       |                                |
| 池田泉州ＴＴ証券株式会社                                                                   | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長（金商）第370号  | ○       |                   |                         |                                |
| 石巻信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第25号   |         |                   |                         |                                |
| 伊万里信用金庫                                                                        | 登録金融機関   | 福岡財務支局長（登金）第18号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社伊予銀行                                                                       | 登録金融機関   | 四国財務局長（登金）第2号    | ○       |                   | ○                       |                                |
| 永和信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第43号   |         |                   |                         |                                |
| 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行                                                                   | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第653号  | ○       | ○                 |                         | ○                              |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社                                                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第2251号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                              |
| 株式会社ＳＢＩ証券<br>※右の他に、以下にも加入<br>一般社団法人日本ＳＴＯ協会<br>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会<br>日本商品先物取引協会 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第44号   | ○       | ○                 | ○                       | ○                              |
| 株式会社ＳＢＩ新生銀行<br>（委託金融商品取引業者 株式会社ＳＢＩ証券）<br>（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）              | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第10号   | ○       |                   | ○                       |                                |
| 愛媛信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 四国財務局長（登金）第15号   |         |                   |                         |                                |
| 遠州信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第28号   |         |                   |                         |                                |
| 大阪シティ信用金庫                                                                      | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第47号   | ○       |                   |                         |                                |
| 大阪信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第45号   |         |                   |                         |                                |
| 岡崎信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第30号   | ○       |                   |                         |                                |
| おかやま信用金庫                                                                       | 登録金融機関   | 中国財務局長（登金）第19号   | ○       |                   |                         |                                |
| 沖縄県労働金庫                                                                        | 登録金融機関   | 沖縄総合事務局長（登金）第8号  |         |                   |                         |                                |
|                                                                                |          |                  |         |                   |                         |                                |

## 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称                         |          | 登録番号            | 加入協会    |                   |                         |                                |
|--------------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------|-------------------------|--------------------------------|
|                                      |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種<br>金融商品<br>取引業協会 |
| 瀬戸信用金庫                               | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第46号  | ○       |                   |                         |                                |
| 株式会社第四北越銀行                           | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第47号  | ○       |                   | ○                       |                                |
| 高崎信用金庫                               | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第237号 |         |                   |                         |                                |
| 但馬信用金庫                               | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第67号  |         |                   |                         |                                |
| 玉島信用金庫                               | 登録金融機関   | 中国財務局長（登金）第30号  |         |                   |                         |                                |
| 多摩信用金庫                               | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第169号 | ○       |                   |                         |                                |
| 中央労働金庫                               | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第259号 |         |                   |                         |                                |
| 中国労働金庫                               | 登録金融機関   | 中国財務局長（登金）第53号  |         |                   |                         |                                |
| 鶴岡信用金庫                               | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第41号  |         |                   |                         |                                |
| 東海東京証券株式会社<br>※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長（金商）第140号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                              |
| 東海労働金庫                               | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第70号  |         |                   |                         |                                |
| 東京東信用金庫                              | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第179号 | ○       |                   |                         |                                |
| 東北労働金庫                               | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第68号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社東和銀行                             | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第60号  | ○       |                   |                         |                                |
| 株式会社鳥取銀行                             | 登録金融機関   | 中国財務局長（登金）第3号   | ○       |                   |                         |                                |
| 長野県労働金庫                              | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第268号 |         |                   |                         |                                |
| 奈良信用金庫                               | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第71号  | ○       |                   |                         |                                |
| 奈良中央信用金庫                             | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第72号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社南都銀行                             | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第15号  | ○       |                   |                         |                                |
| 新潟県労働金庫                              | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第267号 |         |                   |                         |                                |
| 西尾信用金庫                               | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第58号  | ○       |                   |                         |                                |
| 野村證券株式会社<br>※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第142号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                              |
| 株式会社八十二長野銀行                          | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第49号  | ○       |                   | ○                       |                                |
| 浜松磐田信用金庫                             | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第61号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社百十四銀行                            | 登録金融機関   | 四国財務局長（登金）第5号   | ○       |                   | ○                       |                                |
| 兵庫信用金庫                               | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第81号  | ○       |                   |                         |                                |
| 平塚信用金庫                               | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第196号 |         |                   |                         |                                |
| 株式会社広島銀行                             | 登録金融機関   | 中国財務局長（登金）第5号   | ○       |                   | ○                       |                                |
| 広島信用金庫                               | 登録金融機関   | 中国財務局長（登金）第44号  | ○       |                   |                         |                                |

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

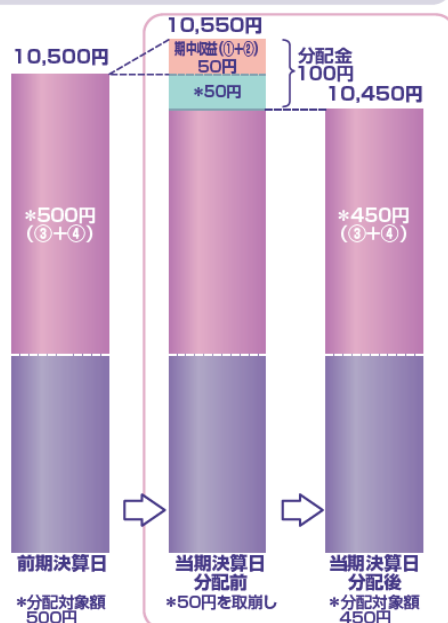
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



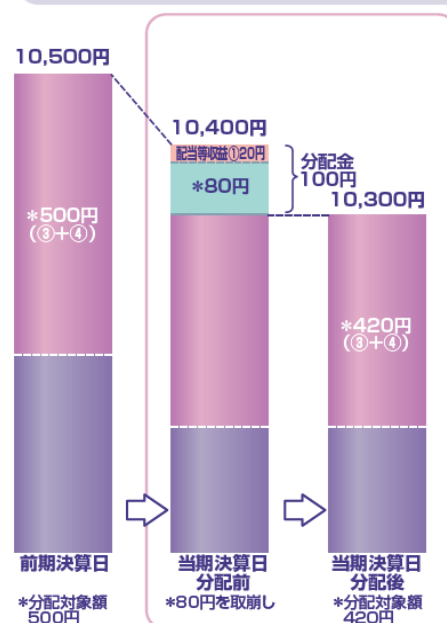
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合

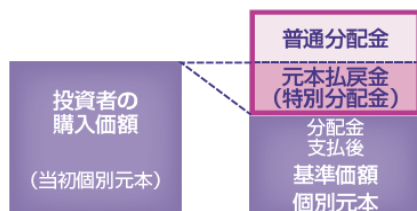


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

